

訪問看護料金表
～医療保険利用料金一覧表～

令和7年3月1日現在

項目	内容	料金
訪問看護基本療養費（Ⅰ） ※看護師による訪問	週3日まで	5,550円/日
	週4日目以降	6,550円/日
訪問看護基本療養費（Ⅰ） ※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問		5,550円/日
訪問看護基本療養費（Ⅱ） ※看護師による訪問		
■ 同一建築物居住者へ同一日に2人	週3日まで5,550円/日、週4日目以降6,550円/日	
■ 同一建築物居住者へ同一日に3人以上	週3日まで2,780円/日、週4日目以降3,280円/日	
訪問看護基本療養費（Ⅱ） ※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問		
■ 同一建築物居住者へ同一日に2人		5,550円/日
■ 同一建築物居住者へ同一日に3人以上		2,780円/日
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	入院中外泊時の訪問	8,500円/回
緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア 人工膀胱ケア専門訪問看護料	一定の病状にある者に対して専門性の高い 看護師と看護師が同日に訪問した場合に算定。	12,850円/月
緊急訪問看護加算	計画的な訪問以外に患家の求めに応じた緊急訪問を 行った場合に1日につき1回加算	2,650円/14日目まで
		2,000円/15日目以降
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円/回
	1日3回以上	8,000円/回
長時間訪問看護加算	長時間の訪問を要する利用者（人工呼吸器を使用 している者、特別な管理を必要とする者、特別看護 指示書での訪問）に対して、1回の指定訪問看護の 時間が90分を超えた場合は週1回に限り加算	5,200円/週
複数名訪問看護加算 ※看護師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問	週1回	4,500円/回
	1日に1回	3,000円/回
	1日に2回	6,000円/回
	1日に3回以上	10,000円/回
夜間早朝訪問看護加算	6時～8時、18時～22時	2,100円/回
深夜訪問看護加算	22時～6時	4,200円/回
24時間対応体制加算		6,800円/月

項目	内容	料金
特別管理加算 I	重症度が高い以下の状態にある者 ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている ・在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレを使用している ・留置カテーテルを使用している	5,000円/月
特別管理加算 II	上記以外で以下の状態にある者 ・在宅自己腹膜還流指導管理を受けている ・在宅血液透析指導管理を受けている ・在宅酸素療法指導管理を受けている ・在宅中心静脈栄養法指導を受けている ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている ・在宅自己導尿指導管理を受けている ・在宅人工呼吸指導管理を受けている ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている ・人工肛門または人工膀胱を設置している ・真皮を超える褥瘡 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定	2,500円/月
退院時共同指導加算	入院中・入所中に主治医・職員等と共同して指導をした場合に加算	8,000円/回
特別管理指導加算	退院後特別な管理が必要な患者に対して、主治医の指示を受けた訪問看護師が、退院時共同指導を行った場合に加算	2,000円/回
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定めた疾病や特別管理加算の対象者および退院当日に訪問看護が必要と認められた者に対し訪問看護ステーションの看護師等が退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合に加算	6,000円/回
在宅患者連携指導加算	利用者（または家族）の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科、保険薬局と月2回以上文書等により情報共有し、療養上必要な指導を行った場合に月1回に限り算定	3,000円/月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	患者の急変に際し、主治医等が患者を訪問し、関係する医療従事者と共同で、一堂に会しカンファレンスを開催し診療方針等について話し合いを行い、患者	2,000円/回 ※月2回まで
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引など特定行為業務を実施する介護職員等へ訪問看護ステーションが支援を行った場合	1月につき2,500円
訪問看護情報提供療養費1	市町村等からの求めに応じ、厚労大臣が定める疾病の者について、情報提供した場合	1,500円/月1回
訪問看護情報提供療養費2	厚生大臣が定める疾病等の利用者の入園・入学時転校時等に保育所、学校等からの求めに応じ情報提供した場合	
訪問看護情報提供療養費3	保険医療機関等に入院・入所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供した場合	

項目	内容	料金
訪問看護ターミナルケア療養費1	在宅または特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し、支援体制を家族に説明して死亡日および死亡前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合	25,000円
訪問看護ターミナルケア療養費2	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している利用者にターミナルケアを行った場合	10,000円
専門管理加算	一定の病状にある者に対して専門性の高い看護師（特定看護師）が訪問した場合に算定	2,500円/月
訪問看護ベースアップ評価料（1）	訪問看護ステーションの処遇改善の目的から、賃金アップ等を実施する事業所に対する評価料	780円/月
訪問看護ベースアップ評価料（2）	訪問看護ステーションの処遇改善の目的から、賃金アップ等を実施する事業所に対する評価料	350円/月

■ 基本利用料：費用額1割、2割または3割

■ その他の費用：医療保険の場合

実費負担となる利用料

- ・休日利用料：1回1,000円
- ・訪問看護の提供時間が90分を超えた場合であって、長時間訪問看護加算を算定しない場合の料金：1回5,200円
- ・交通費：片道10km未満 1回300円。片道10km以上 1回500円

■ その他の費用：保険適応とならない利用料

- ・死後の処置料は20,000円とする

■ キャンセル料

サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。ただし、ご利用者の症状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

① 前日までにご連絡があった場合	キャンセル料は不要です
② 当日訪問までにご連絡があった場合	2,000円を請求いたします
③ 訪問するまでにご連絡がなく提供不可の場合	1提供当りの料金の100%を請求いたします

■ ご請求及びお支払い

利用料、利用者負担額（各種保険適用）及びその他の費用について、ご請求及びお支払いは下記の要領にてお願いいたします。なお、お支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延しさらに支払い催促から1ヶ月以内にお支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただけます。

ご請求	<p>ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用日ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記にかかわる請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日前後にお渡しします。</p>
お支払い	<p>ア 請求内容をご確認のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用者指定口座からの自動振替：当該月の利用料は翌月20日に毎月振替ます ● 現金支払い：請求書をお渡しし、訪問時に集金します <p>イ お支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。※医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。</p>